

競争参加者の資格に関する公示

石川県内復旧・復興建設工事共同企業体が契約を締結する場合の一般競争(指名競争)参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 4 月 24 日

近畿中国森林管理局長 高橋 和宏

1 対象地域

石川県内

2 入札可能工事

入札公告において、石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の対象工事であることが明示された工事。

3 工事種別

工事種別は、土木一式工事（森林土木工事：治山及び林道事業）とする。

4 申請の時期

石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の一般競争(指名競争)参加資格の審査にあつては、公示日以降、随時に審査を受け付ける。

5 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、次のホームページへアクセスして取得するものとする。

URL:<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/>

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、電子メール(着信確認を行うこと。)、郵送又は持参により提出すること。申請書及び添付書類の部数は1部とする。

ア 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

イ 営業所一覧表

ウ 復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲)(写し)

エ 工事経歴書

- オ 総合評定値通知書（写し）
- カ 共同企業体等調書
- キ 納税証明書その3の3（写し）

【提出先】 〒530-0042

大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号

桜ノ宮合同庁舎

近畿中国森林管理局総務企画部経理課

電話：050-3160-6700

電子メール：kc_keiri@maff.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 復旧・復興建設工事共同企業体としての資格及び審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月30日付け林野庁長官。以下、「令和6年10月30日付け公示」という。）「4 競争参加資格を付与しない者」の（1）から（5）に該当する者を構成員に含むもの及び次に掲げる（1）から（5）の条件を満たさないものについては、復旧・復興建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

それ以外の復旧・復興建設工事共同企業体については、令和6年10月30日付け公示「6 競争参加資格の審査」の（1）建設工事契約に掲げる総合数値をもって復旧・復興建設工事共同企業体としての資格を認める。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体の構成

復旧・復興建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3社による組合せとする。

ア 同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。

イ 構成員に被災地域の地元建設企業（対象地域に主たる営業所を置くもの）が含まれていること。

ウ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行うまでの期間に、近畿中国森林管理局長から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。

(2) 構成員の技術的要件

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア 登録しようとする種別の工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。

イ 登録しようとする種別の工事について、元請けとして一定の実績を有すること。

ウ 登録しようとする種別の工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第7条の3第2号に掲げる要件(実務経験のみの要件を除く。))に該当するものであって、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)を工事現場に専任で配置することができること。ただし、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置する場合においては、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとする。

なお、工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも監理技術者又は主任技術者の専任は要しない。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件

復旧・復興建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定された被災地域の地元建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

(5) 復旧・復興建設工事共同企業体の協定書

「復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲)」の様式は上記5(1)へアクセスして入手するものとする。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、原則として、資格があると認めた場合は、林野庁ホームページ(https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/)で公表する「有資格者名簿兼資格確認通知書」への掲載をもって通知し(通知書は郵送しない)、資格がないと認めた場合は、文書にて通知書を郵送する。

8 資格の有効期限

復旧・復興建設工事共同企業体としての資格の認定の日から令和9年3月31日までとする。

9 その他

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体の名称は「〇〇・□□石川県内復旧・復興建設工事共同企業体」とする。

- (2) 対象工事に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、復旧・復興建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告(建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 認定を受けた復旧・復興建設工事共同企業体は、「令和7・8年度有資格者名簿(建設工事)」に登録されるものとする。
- (4) 一の企業が近畿中国森林管理局に登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が営業区域や結成する工種を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限り、3までとすることができるものとする。
- (5) 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員が、単体企業としても登録することや他の共同企業体の構成員になることは可能である。